

○草津市人権擁護推進本部設置要綱

平成11年4月1日

告示第91号

改正 平成12年3月31日告示第80号

平成14年4月1日告示第35号

平成14年7月1日告示第137号

平成15年5月30日告示第106号

平成16年4月1日告示第68号

平成16年4月30日告示第84号

平成17年4月1日告示第67号

平成18年3月31日告示第101号

平成19年4月1日告示第69号

平成20年5月1日告示第88号

平成21年4月1日告示第91号

平成22年4月14日告示第97号

平成23年4月1日告示第96号

平成24年5月1日告示第102号

平成26年4月1日告示第84号

平成27年4月1日告示第94号

平成28年10月4日告示第266号

平成30年4月1日告示第127号

平成30年6月26日告示第255号

令和元年5月20日告示第13号

令和2年5月19日告示第176号

(設置)

第1条 人権擁護と平和啓発に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携、協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、草津市人権擁護推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「人権擁護に関する基本方針」に基づく各施策の総合調整および推進に関すること。
- (2) 平和啓発にかかわる事業の総合調整および推進に関すること。
- (3) 各所属の業務にかかわる人権擁護の推進に関すること。
- (4) その他人権擁護および平和啓発について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員、幹事長、幹事および推進員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。
- 5 幹事長は、総合政策部副部長（人権政策担当）の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 7 推進員は、人権擁護推進員をもって充てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または欠けたときは、所管の副市長、他の副市長、教育長の順序でその職務を代行する。
- 3 本部員は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事長は、本部長の命を受けて、幹事会議を主宰する。
- 5 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を整理する。
- 6 推進員は、各所属における人権に関わる事項について、その対応に主としてあたる。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部会議および幹事会議とする。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事長および幹事で構成し、幹事長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

(部会)

第6条 推進本部は、所掌事務を推進するにあたり、必要に応じ幹事会議に部会を置くことができる。

2 部会は、推進本部から分掌された事項に必要な事務を行う。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、総合政策部人権政策課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日告示第80号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日告示第35号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年7月1日告示第137号)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則 (平成15年5月30日告示第106号)

この要綱は、平成15年5月30日から施行し、改正後の草津市人権擁護推進本部設置要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

付 則 (平成16年4月1日告示第68号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年4月30日告示第84号)

この要綱は、平成16年4月30日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日告示第67号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日告示第101号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日告示第69号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年5月1日告示第88号）

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年4月14日告示第97号）

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第96号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年5月1日告示第102号）

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第84号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日告示第94号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月4日告示第266号）

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

付 則（平成30年4月1日告示第127号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年6月26日告示第255号）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

付 則（令和元年5月20日告示第13号）

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

付 則（令和2年5月19日告示第176号）

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。